

歴史学は人口の高齢化現象をどのように分析してきたか

埼玉大学大学院 人文社会科学研究所
教授 小林 亜子

1. はじめに

1950年代に発展した「歴史人口学」は、産業革命前後のヨーロッパ家族史について通説となっていた学説を、数量分析による実証に基づいて根底的に覆すこととなった。

それまで通説とされてきたのは、社会学者ル・プレーが示した次のような家族像の変遷、すなわち、産業革命以前のヨーロッパでは、自然な多産性により子沢山で、父、母とその子供たち以外の人々、例えば祖父、祖母、使用人なども世帯の中に住む人数規模の大きな家族（これをル・プレーは「株家族」と名付けたが、歴史人口学では「拡大世帯」「多核世帯」としてカテゴリー化している）が主流であったが、産業革命後、規模の点でより人数が少なく、構造の点で「夫婦中心」である家族（単婚夫婦を核とする世帯、いわゆる「核家族」）が多数を占める社会へと移行したというものであった¹。

この通説に対して、1950年代ごろから、歴史人口学が盛んになっていくなかで、ヨーロッパ全域から選び出された史料の残る地域についてのデータを統計的に処理した結果、産業革命前の16～17世紀の家族は、人数がそれほど多いものではなく、平均4～6人であり、更にこれらの家族の大部分は「夫婦」中心のタイプ（「核家族」）で、「拡大世帯」（夫婦の核と一方の親もしくはその子供たちからなる）は、一般的なものではなく、そのほかの「多核世帯」（夫婦の核とその子供夫婦の核およびその孫

たちからなる）はほとんど見当たらないという結論に達した²。この世帯の平均規模から推定されるのは、夫婦と子供からなる家族であると想定した場合、子供が2人か3人の家族ということになる。

こうして、統計化する史料の残る地域についてのヨーロッパ全体を視野に入れた国際的な比較研究が進み、産業革命前のヨーロッパにおいては、核家族が主流であり、子どもの数も想定されていたほどには多くないという歴史人口学の成果が広く知られるようになった。

しかし、歴史人口学が明らかにしたもう1つの重要な成果、すなわち、17世紀から18世紀のフランスにおける人口の高齢化現象については、それほど注目されることなく今日に至っている。そこで本稿では、「超高齢化社会」ともいわれる現代から遡ること数世紀前、フランスで始まっていた人口の高齢化現象とはどのようなものであったのか、それを歴史人口学はどのように分析してきたのかを確認しつつ、フランス革命前夜の時代を生きた人々にとっての「老い」について考察することとしたい。

2. 「施療院」に収容された人々の年齢

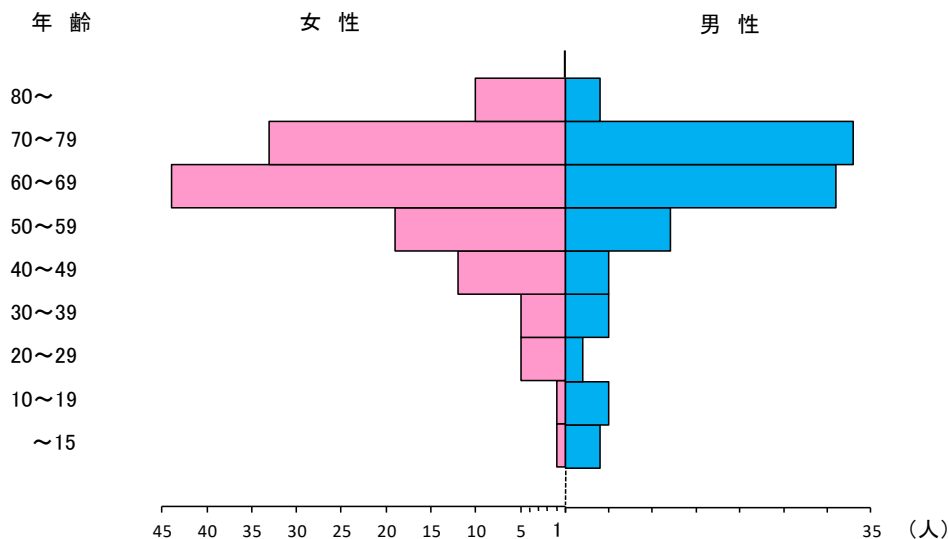
フランス革命の前夜、1770年に、フランスの大都市リヨンで逮捕され施療院に収容された「物乞い³」のリストがある。このリストを基に、男女の物乞いの年齢別構成をグラフにしてみると（図1）、驚くべきことに、その大部分は60歳以上の人々、すなわち今日でいう「高齢者」だった⁴。この事

実は何を意味しているのだろうか。グラフは、次のような点で、過去の時代の「高齢者」についての通説的理解を問い直させるものとなっている。

一つ目は、18世紀における平均余命の短

かさからすると、60歳以上の高齢者は、現実にはほとんど社会政策上の問題とはならなかったのではないかというものである。

図1 1770年リヨンの施療院に收容された物乞いの性別年齢構成



〔出典〕 Gutton, J. P., *Naissance du vieillard*, Paris, 1988, p. 93.

そして、二つ目は、仮にある人物が長生きをしたとしても、過去の時代においては、強固な家父長権のゆえに、高齢者は子孫に養われており、核家族化の進んだ社会におけるような、孤独な高齢者の施設收容の必要性という問題は存在しなかったという理解である。

物乞いとしての「高齢者」の存在、そしてその数が施療院に收容された物乞い全体のなかで少なからずのものであったこと、こうした事実は、革命前、絶対王政下のフランス社会が、「高齢者」にどのように対処したのかを考えるうえでの大きな手掛かりを与えてくれる。

もっとも、物乞いとして施療院に收容さ

れた「高齢者」とは、あくまでも例外的存在、すなわち、社会階層的に限られた人々、恵まれない階層にとっての「老年期」⁵のあり方に過ぎなかったという仮説を立てることは可能だろう。そもそもこうした人々が、「老い」のゆえに保護されたのかどうか、つまり「高齢者」への配慮に基づいて施設に收容されたのかどうかも確認しておかねばならないのである。

ジャン・ピエール・ギュトンが分析している、リヨンのいくつかの施療院の收容規定によれば、病気であるとか、身体が不自由であるといった場合を除いて、年齢（高齢）により收容を認められるのは、「70歳以上であること」、施設によっては、「80歳

以上であること」、という非常に高いハードルが設けられていたことがわかっている⁶。

先にみた「物乞い」の年齢構成と照らし合わせてみた場合、18世紀のフランスの都市には、「60歳以上であること」で線引きをしてしまうと、収容できない多くの高齢者がいた、ということになる。

そして、18世紀のフランスで、リヨン以外の様々な地域で、同様の人口の高齢化現象が起きていたことが明らかになっているのである。

3. 18世紀フランスにおける人口の高齢化現象とは

フランスの歴史人口学研究の礎を築いたジャン・ピエール・グベールは、北フランスのボーヴェ地方を対象とする大著で知られるが、この地方の小教区簿冊（司祭が毎日記した小教区の洗礼・結婚・埋葬な

どの記録簿）を基に、ボーヴェ市内の小教区と近郊の農村の小教区の人々の人口動態を分析した結果、17世紀から18世紀にかけて、「人口の高齢化現象」が生じていることに注目していた⁷。

表1は、グベールが、「死亡した者の97%以上について死亡年齢が記載されている小教区帳簿に基づいて作成」したものである。この表では、各小教区の成人（20歳以上）の死亡者の総数のなかで、60歳以上の者と、70歳以上の者とが占める割合が、17世紀と18世紀の二つの異なる時期についてどのように変化したかが示されている。17世紀については、「史料のうちで利用できるものがある時期」が選ばれているが、18世紀については、1771年～1790年の20年間という、フランス革命前夜からフランス革命開始直後までの時期が、すべての教区について扱われていることは重要である。

表1 ボーヴェ地方の成人死亡者のうちで60歳代および70歳以上で死亡した者の比率（%）

小教区	60～69歳		70歳以上	
	17世紀	1771～1790年	17世紀	1771～1790年
オヌーユ	28.3	52.1	17.1	37.3
クレルモン	39.5	55.1	21.9	35.5
クレヴクール	36.3	55.7	20.5	35.6
スナント	33.8	56.2	16.9	31.2
ムウイ	40.9	60.3	23.3	41.1
ボーヴェ市 サン・タンドレ	41.7	60.9	24.7	33.6
同 サン・カンタン	40	43.5	20	31.7
同 サン・ソヴール	?	51.8	?	28.7
比較のために：ソミュール地方の例				
サン・ランバール・デ・ルヴェ	35.1	47.2	19.5	29
フォントゥヴロー	38.3	47.5	21.1	28.5

〔出典〕 Goubert, P., *Le Beauvais et les Beauvaisis*, 1960. (遅塚忠躬・藤田苑子訳「歴史人口学序説」岩波書店、1992年、70頁。)

また、17 世紀についても、グベールは、「小教区の数値の間にほとんどばらつきがみられないこと」から、仮説を導き出すにあたっての根拠として価値を持ちうると述べている。

そのうえで、慎重なグベールは、次のような留保を付け加えてもいる。

「第一に、この数値は司祭が記した年齢に依拠しているが、これは実際の年齢と数年ずれているかもしれない。とりわけ高齢者についてはその可能性が高いが、われわれは彼らをすべて「70 歳以上」のグループに入れることにした。」

「第二に、この数値は当該小教区内で死亡した者のみに関するのであって、他の場所で死亡したかもしれない者は考慮に入っていない（これを計算に入れることはそもそも不可能である）。たしかに、後に見るように、1750 年以後になると、人口移動が増大しているようである。もし、人口移動が増大しているというのが正しいとすれば、新たな問題が生じる。つまり、都市においては、そこで生まれたのではない高齢者が死ぬということである。」

更に、「この表の数値は、成人死亡者の総数に対する高齢死亡者の割合であって、それ以外のなにものでもないこと」、「この数値が死亡年齢の平均値とはまったく無関係であること」に注意してもらいたいと述べたうえで、グベールは、これらの数値から、次のような結論を導き出した。

すなわち、どの小教区においても、成人のうち、60 歳以上あるいは 70 歳以上まで生き延びた者の割合が、17 世紀末から 18 世紀末にかけて、非常に顕著にかつ例外なく増大していることである⁸。

具体的な数値でみれば、オヌーユの場合、17 世紀に、成人死亡者のうち 60 歳以上で

死亡した者の比率は、合計すると、45.4%であったのが、1771～1790 年においては、89.4%と、成人死亡者の 9 割をも占めるに至っている。ボーヴェ市のサン・タンドレ小教区の場合は、17 世紀に、成人死亡者のうち 60 歳以上で死亡した者の比率は、合計すると、66.4%であったのが、1771～1790 年においては、94.5%に達している。

もちろん、こうした数値から、ただちに平均寿命が伸びたと結論づけられないことも、グベールは、指摘してくれている。例えば、ムウイにおける 70 歳以上で死亡した者の比率が 1771～1790 年において、41.1%という高さであることは、ここでの平均寿命が他所よりも長いということの意味するのではなく、「この繊維業の盛んな小教区で、高い乳児死亡率や幼少青年死亡率に耐えて生き残った頑健な成人たちが、その後かなり長生きしたということだけを意味するのである」⁹。

高い「乳児死亡率」や「幼少青年死亡率」については、ここでは深く立ち入らないが、グベールのボーヴェ地方の研究のなかで、高い「乳児死亡率」や「幼少青年死亡率」ゆえに、「成人（20 歳）」に達するのが、人口の約半数であったことも明らかにしている。まさにその高い死亡率を乗り越えて成人を迎えることのできた「頑強な」人々は、ほぼ全員が 60 歳以上まで生き延びることができた、とみることもできる。

こうしてグベールは、17 世紀から 18 世紀にかけてのボーヴェ地方の約 100 年の間の人口動態分析から、次のような仮説を導き出した。

第一は、「古い型の人口動態構造」から「新しい型の人口動態構造」へ移るにつれて高齢者数が増加したということである。

第二は、「高齢者数の増加といっても、それは、単に高齢者がますます高齢化したと言うべきであるかもしれないし、あるいは、更に、「高齢者」概念が近代化した（かつての高齢者はもはや高齢者と呼ばれなくなる）と言うべきであるのかもしれない」というものである¹⁰。

これらの仮説について、グベールは、ほんの仮説の域に留まるものであり、今後、「家族復元の成果」などによって立証されるべきものとして提示していたのだが、先に取り上げたギュトンの研究をはじめとするその後の研究によって、いずれの仮説も実証的裏付けを得ていくこととなる。

4. 「高齢者」の独居率

17～18世紀において、高齢者は息子夫婦あるいは娘夫婦と同居していたのだろうか。ケンブリッジ・グループによる歴史人口学の成果が、産業化以前のヨーロッパ社会の家族構造についての通説的理解に対して行った修正のうち、ここで重要なのは、冒頭でも触れたように、世帯の基本構造が「夫婦家族」であったという点である。

ケンブリッジ・グループによる分類によれば、「夫婦家族」とは、単婚夫婦を核とする世帯、すなわち、a 夫婦（子供なし）、b 夫婦と子供、c 寡夫と子供、d 寡婦と子供からなる世帯のいずれかである。つまり、結婚した息子あるいは娘が両親あるいは父または母と同居する場合は含まれない。このような「夫婦家族」が工業化以前のイギリスの農村においては、全体の69～85%を占めていた。フランスの場合も、とりわけ北部フランスにおいては、「夫婦家族」がイギリスに劣らず支配的であり、フランドランによれば、概ね75～85%を占めている（中央部および南部フランスについては、相対的

に低く50%前後であり、その理由については後に触れる)¹¹。これに対してル・プレー以来の通説的理解では、夫婦中心の家族は産業化以降に出現するものとされていた。

このように結婚した息子あるいは娘が親と同居しない比率が高かったのはなぜだろうか。まず、顕著な例として、ピーター・ラスレットが同居の少なさの説明のために引証した史料を挙げておこう。17世紀末にイギリスのクレイワースの樽屋、ニコラス・ベーコンの場合は、妻や子供たちのための住まいを確保できなかったため、結婚するためには、父の死を待たねばならなかった。イギリスの慣習に従って、父の死とともに父方の財産の相続人となった彼は、1686年に結婚した際に、自分の母と妹を家から追い出して、公的慈善に、すなわち、「高齢者の家」（コモン・ハウス・オブ・アームズ）にゆだねてしまった。つまりここでは老いた未亡人たる母親は、被救済民として施設に收容されたのである。このような風習は、当時のイギリスではさして珍しいことではなかったようであり、しかもそのことは、16世紀末以降の貧民に関する法令の発展と関連を持っていないと考えられている¹²。

これに対してフランスの場合は、年老いた母あるいは父をそのように家の外に追い出すことは、たとえ子供がそうしたいと望んでいたとしてもできなかった。相続慣習がそれを認めていなかったからである。例えば、北フランスのブリュール・アン・ヴェクサンでは1625年の時点で、イギリスの事例なみに「夫婦家族」の比率が高く83%を占めていた。北フランスの場合には、子供たちの間での家産の平等な分割という慣習が、「夫婦家族」の割合の高さと関係があるとみられているが、しかしそこから

ただちに結婚した子供による親の排除へと帰結していたわけではない。というのも、この村の 18 人の寡夫および寡婦のうち一人で暮らしているのは寡婦 1 人だけであり、しかも彼女はその村に子孫がいなかったのである。つまり他の 17 人は、独身あるいは結婚した息子ないし娘とともに生活している。そして、このような傾向は、中部および南フランスになると、一層強まっている。南フランスのサン・タンドレ・レ・ザルプでは、1638 年から 1792 年の間に結ばれた 1254 の結婚契約のうち、結婚する夫婦がその一方の両親と同居することを決めているのは 586 であった。しかし実は、残りの 678 のカップルにおいては、夫の 4 分の 3 が、契約以前に父親を亡くしていたので彼とは一緒に住むことができなかったのである。同様のいくつかのデータから、統計上、結婚した子供と両親が同居する比率を減じている要因は、両親の死亡率であって、南仏では同居はむしろ絶対的規則に近かったと、フランドランはみている¹³。

南部および中央部フランスでは、同居の要因として、相続慣習が決定的ともいえる役割を演じている。南部および中央部フランスでは、相続規定により家産は不平等に、子供たちの一人だけにほとんど全てが相続されていた。すなわち、南部のローマ法の地方の場合、父親は、娘たちの嫁資と次男以下の息子たちの「遺留分」を除けば、家産を遺言により彼の好きなように配分できたのであり、また中央および西部ピレネーの慣習法では、父親は指定された一人の相続人に家産を譲渡しなければならなかった。それゆえ、父親は、子供たちに対してさしあたって名義だけの贈与を行うのが一般的であり、家父長は、少なくとも法的行為のレベルでは、死ぬまで「全財産

の統治、管理、運営、用益権」をわがものとしていたのに対して、息子や婿は彼に対して、「自恃、畏敬、奉仕、服従」を誓約していたのである。更に父親が不在の場合は、母親がしばしば同じ権利をわがものとしていた点は、先述のイギリスの例を想起すれば明らかなように、注目に値する事実である。しかも、「予定相続人から遺産を剥奪する」ことが高齢者に対して認められていたことから、家産の相続に関するこのような権利は、家族における高齢者の地位をとりわけ強固なものにしていた¹⁴。

以上、高齢者をとりまく人間関係について地域による差異と相続慣習による影響を考察してきたが、更に、社会階層や職業による相違を検討しておかなければならない。紙幅の都合もあるので、ここでは社会階層や職業の分化が農村よりも顕著である都市の事例に注目したい。

都市の場合でも、家族史研究が導き出した世帯の構造と社会階層の関係において明らかなように、一人暮らしで老後を迎えねばならない人々の割合は、比較的富裕な階層においては少ない。富裕な階層のなかで特異なのは、次男以下が独身のままでいることの多い貴族の場合であるが、この階層においては年金生活という形で老後の経済上の問題は解決されていた。世帯の構造と社会階層の関係（表 2）において驚かされるのは、労働者と日雇いにおける 1 人暮らしの割合の高さである。大都市ルーアンにおける「根なし草の人々（*déracinés*）」の数、特に労働者と日雇いにおける一人暮らしの割合は、ほぼ 40%に達していた。同じくルーアンにおけるブルジョワおよび親方職人の一人暮らしの割合も、ヴァランシエンヌの村や市のような社会階層と比べて、高いものとなっている¹⁵。

このような社会階層と世帯の構造のあり方を念頭に、都市の施療院に收容された人々の問題に立ち戻ってみよう。ルーアンの施療院の埋葬証明書には、おびただしい数の年老いた職人が見出される。また、18世紀にディジョンの施療院に收容された「50歳」以上の高齢者150人の入所記録に

よれば、少なくとも男性のうち4人に1人は職歴が分かっており、全体の55%も占めているのがやはり、手工業者であった。その内訳は、大工を筆頭に、織物工、皮革工、などであった。また、家事使用人、葡萄作りなど農業関係者、日雇いがそれぞれ約10%を占めている¹⁶。

表2 北フランスにおける世帯の構造と社会階層

(世帯の категория : %)

世帯の категория	独居者	たない夫婦核を持つ世帯	単純夫婦核を持つ世帯	拡大世帯	多核世帯	多核+拡大世帯	世帯数
ルーアン、サン・ニセーズ地区							
ブルジョワ及び親方職人	25	15.2	52.4	7.5	0	7.5	956
日雇いと労働者	39.4	2.1	56.6	1.7	0	1.7	172
ヴァランシエンヌの村							
富農とサンス農民	1.9	3.8	81.1	12.3	0	13.2	106
農村の職人	2.9	1	85.4	10.7	0	10.7	121
手間稼ぎ	0	0.8	90.1	9.1	0	9.1	103
ヴァランシエンヌ市							
貴族および《貴族とみなされる人びと》	25	7.4	58.3	9.3	0	9.3	108
官職保有者	12.8	5.1	61.5	17.9	2.6	20.5	39
商人	4.5	1.8	77.3	15.5	0.9	16.4	110
下級官吏	4.4	1.1	85.9	8.7	0	8.7	92
食料品業	3.6	3.6	82.1	9.8	0.9	10.7	224
織物職人	3	2.5	87.4	7	0	7	398
その他の職人	3.4	0.3	87.3	9.1	0	9.1	298
手間稼ぎおよび人夫	2.5	0.8	88.5	8.2	0	8.2	122
その他(特に寡夫および寡婦)	28	4.7	60.7	6.5	0	6.5	695
物乞い	18.2	0	81.8	0	0	0	33

ルーアンについては、J. P. Bardet の未刊行の研究による。ヴァランシエンヌとその近郊の村々については国立歴史人口学研究所の L. Dupaguiet, Hamon 夫人および J. P. Bardet の研究による。

[出典] Flandrin, J. L., *La Famille : parenté, maison, sexualité*, Paris, 1977, P.243.

都市では、「老い」のために手足が不自由になって働けなくなり収入のなくなった手工業労働者は、施療院に助けを求めるしかなく、また施療院に身を寄せるのはごく自然ななりゆきと考えられていたのである。18世紀フランスの作家、レチフ・ド・ラ・ブルトンは革命前夜のパリの情景を描いた『パリの夜』のなかで、かつて大工であった老人に、こう語らせている。

「旦那、わしは老いぼれです。大工職を仕事にして働くことなんぞ、もうできませんや。わしだってほかの老人のように、もっぱらのりくりと過ごし、証明書ももらって施療院で世間さまの厄介になったり、ひとさまに恵みを乞うたりすることもできたかもしれませんがね。でも、昔は、わしに残されたあらゆる手立てを講じてみようと思ったこともありましたよ」。それゆえ、施療院の世話になりたくない者は、出来るかぎりの努力を払って他の方法をみつけようとしたのであり、この老人の場合は、屑野菜を拾ってうさぎを飼い生計を立てているのだった¹⁷。

ここでレチフが語っているように、18世紀末のパリでは、とくに手立てを講じない限り一般的には、施療院に行くか、物乞いをするか、この二つの運命しか、老いのために働けなくなった労働者には、残されていなかったようである。

5. おわりに

18世紀フランスにおいて、施療院は、孤児院、病院、高齢者福祉施設を兼ねた施設であった。ギュトンの研究によれば、高齢者として施療院に入った者の死亡までの平均年数は、約2年であった。

施療院は、教会や修道院が運営する場合と、都市当局が設けて運営している場合が

あったが、フランス革命は、破綻した国家財政再建のために、教会財産の国有化と売却、修道院の解散を行なった。そのため、施療院が担っていた福祉施設としての機能をどのように代替するのかが、議会が設けた「救貧委員会」によって議論されることとなる。

また、革命後半期には、「老年期」を人生の重要な年齢段階として年7日の国民の祝日の一つに定め、各都市で祭典を行ない高齢者を顕彰した。

しかし、こうした政策は、ナポレオン体制の成立とともに廃止され、民法典の施行によって、家族のあり方も大きな変容を迎えることとなる。

(注) -----

¹ Flandrin, J. L., *La Famille : parenté, maison, sexualité*, Paris, 1977. (森田伸子・小林亜子訳「フランスの家族」勁草書房、1990年、73-77頁。)

² 同上訳書、77-82頁。

³ フランス語の原語(mendicité)の訳が「物乞い」で、18世紀のフランスでは、都市の治安行政の観点から、こうした人々が逮捕され施療院に収容されるようになっていた。

⁴ Gutton, J. P., *Naissance du vieillard*, Paris, 1988, p. 93.

⁵ 中世から近世にかけての「老年期」の概念は、現代とはかなり異なるものであったが、後述するようにフランス革命期に新しい「老年期」の定義が行われた。詳しくは拙著「老いと生い」(藤原書店)を参照。

⁶ Gutton, J. P., *Naissance du vieillard*, Paris, 1988, p. 94-96.

⁷ Goubert, P., *Le Beauvais et les Beauvaisis*, 1960. (遅塚忠躬・藤田苑子訳「歴史人口学序説」岩波書店、1992年、69-71頁。)

- ⁸ 同上訳書。
- ⁹ 同上訳書、71 頁。
- ¹⁰ 同上訳書。
- ¹¹ Flandrin, J. L., *La Famille : parenté, maison, sexualité*, Paris, 1977. (森田伸子・小林亜子訳「フランスの家族」勁草書房、1990 年、95-107 頁。)
- ¹² Laslett, P., *The World We Have Lost*, 1983. (川北稔他訳「われら失いし世界」三嶺書房、1986 年、154-156 頁。)
- ¹³ Flandrin, J. L., *La Famille : parenté, maison, sexualité*, Paris, 1977. (森田伸子・小林亜子訳「フランスの家族」勁草書房、1990 年、103-107 頁。)
- ¹⁴ 同上訳書、108-124 頁。
- ¹⁵ 同上訳書、128-134 頁。
- ¹⁶ Gutton, J. P., *Naissance du vieillard*, Paris, 1988, p. 93-94, 99.
- ¹⁷ Rétif de la Bretonne, *Les Nuits de Paris*, 1788, 1790, 1794. (植田裕次編訳「パリの夜」岩波文庫、1988 年、52 頁。)

筆者プロフィール

小林 亜子 (こばやし あこ)

東京大学文学部西洋史学科卒。フランス国立社会科学高等研究所研究員、愛知教育大学教育学部助教授、埼玉大学教養学部助教授、教授を経て、2015 年 4 月より同大学大学院人文社会科学研究科教授に就任。

著書に「規範としての文化」(共著、平凡社)、「老いと生い」(共著、藤原書店)、「岩波講座 世界歴史 17 環大西洋革命」(共著、岩波書店)、「フランス王妃列伝—アヌ・ド・ブルターニュからマリー=アントワネットまで」(共著、昭和堂) などがある。

